

ホーム

サービス案内

セミナー情報

企業情報

導入企業の声

当社の取組み

化学品国内法規制更新通知サービス
EZMONITOR

化学品管理調査支援データベース
EZCRIC+

クラウド型
SDS作成
支援ツール
ezSDS
Only Safety Data Sheet

illuminator
世界130か国以上の
法規制を含むリスト

海外対応化学品
24時間緊急対応サービス
Carechem24

HOME > JCDBメルマガニュース > 化学製品(物質)の輸出入業務と外為法 第7回

化学製品(物質)の輸出入業務と外為法 第7回

日本ケミカルデータベース株式会社
コンサルタント 北村 卓

VII. 外為法の違反事例

外為法違反では、当該企業だけでなく企業の責任者に対しても刑事罰と行政処分があり、どちらにしても企業は致命的な影響を蒙ることになります。

下の表に経済産業省が公表する最近の外為法違反事例の一部を抽出しました。多くは仕向け地が北朝鮮ですが、中国・ミャンマーへの不正輸出もあります。化学製品に関わる事例は、1996年の北朝鮮へのフッ化ナトリウム、フッ化水素酸の輸出以後は公表されていません。表中にインフォーム違反となっているものは、通関時に税関で疑問をもたれ経済産業省を通じてインフォーム要件を示されたにも関わらず、それに従わず同じ貨物の輸出を企て摘発されたものと思われます。

摘発時期	仕向地	品目	該当項番	企業	概要	懲役(執行猶予)	罰金	輸出禁止
2011年2月	北朝鮮	ニット生地	別表第2の2	商事会社	未承認、迂回(大連)輸出			7ヶ月
2011年12月	北朝鮮	奢侈品(タバコ他)	別表第2の2	商事会社	未承認、迂回(大連)輸出		80万	2ヶ月
2011年6月	北朝鮮	奢侈品(中古車)	別表第2の2	個人	未承認、迂回(韓国)輸出	1年(4年)		
2011年9月	中国	特殊ポンプ	別表第13項	機械	未許可、虚偽申告		200万	
2010年5月	北朝鮮	奢侈品(缶コーヒー)	別表第2の2	貿易会社	未承認、迂回(大連)輸出	3年(4年)		7ヶ月
2010年6月	北朝鮮	中古パワーショベル	別表1		未許可、虚偽申告、迂回(大連)輸出	1年6月(3年)	120万	1年1ヶ月
2009年6月	ミャンマー	磁化特性自記装置	別表116項	メーカー代理店	インフォーム違反、迂回(マレーシア)輸出	1年(3年)	300万	2ヶ月
2010年6月	北朝鮮	化粧品、食料品他	別表第2の2	商事会社	未承認、迂回(大連)輸出	1年6月(3年)	100万	5ヶ月
2010年9月	北朝鮮	奢侈品(中古ピアノ)	別表第2の2	商事会社	未承認、迂回(大連)輸出	1年6月(3年)	80万	6ヶ月
2010年7月	北朝鮮	奢侈品(中古ピアノ)	別表第2の2	商事会社	未承認、迂回(大連)輸出	1年6月(3年)	150万	6ヶ月
2009年12月	北朝鮮	化粧品、食料品他	別表第2の2		未承認、迂回(大連)輸出	2年(3年)	200万	5ヶ月

「日本最大のケミカルデータベース」と「IT技術」の融合で「安全・安心」を提供します。
「安全と安心」は情報から

個人情報保護方針
JCDBはお客様の個人情報の取扱いについて、法令を順守し、適切な保護、管理に努めています。

資料請求
当社の資料をお求めの方はこちら

JCDBニュース
月1回発行のJCDBニュースこちら。

簡単登録で配信サービスも。

導入企業様の声

株式会社築港 様
石油化学製品、中でも消防法で定められている危険物を中心とした通関・保管・輸送を得意としている株式会社築港。ezCRICが山積する課題を解決に導いた。

→ 詳細を見る

豊田化学工業株式会社 様

豊田化学工業株式会社

ezSDSが教えてくれたのは「SDS作成は難しい」ということだった。取引先の要望に応じた洗浄用の有機溶剤を製造するとともに、利用後の溶剤のリサイクルを行っている……

→ 詳細を見る

株式会社カービューティープロ 様



英文のSDSをベースに、自社で日本の法規制に合致した日本語SDSを作りたいため導入を決定

2009年6月	ミャンマー	磁化特性自記装置			インフォーム違反	2年(4年)	700万	7ヶ月
以下は事例から別表第一関係の一部を抽出								
2007年	中国	無人ヘリコプター	別表1 4項	メーカー	無許可輸出		100万	9ヶ月
2006年	マレーシア	三次元測定装置	別表1 2項	メーカー	無許可輸出、迂回(シンガポール)	2~3年(5年)	4500万	2年6ヶ月
2003年	イラン	ジェットミル	別表1 4項	メーカー	無許可輸出	2年6月(5年)	1500万	2年
1999年	中国	測定装置	別表1 2項	メーカー	無許可輸出、仕向け地偽装(韓国)	10月(3年)	200万	1ヶ月
1996年	北朝鮮	フッ化ナトリウム、フッ化水素酸	別表1 3項	個人	不正輸出(託送品)、緊急支援米輸送船を利用		20万	

→ 詳細を見る

その他の導入事例はコチラ

表には輸出者に対する処分例も記しました。刑事罰として複数の被告(主としてその事業の担当者やその事業を掌管する役員)に対しては、執行猶予付きではあるものの懲役刑と罰金刑が併科されています。そして、企業に対しては行政処分として直接間接を問わず全ての貨物に対して適用される輸出禁止措置が取られています。たとえ数ヶ月であっても事業に対する影響は大きく厳しい措置といえます。多くの輸出製品を持つ企業には、命取りにもなりかねないといえます。

経済産業省は違反事例の分析で、不注意等による無許可輸出等が目立ってきていることを指摘し、その要因として①該非判定の誤り、②社内教育の不徹底や輸出許可等の知識不足、③許可証の種別、少額特例等の適用誤り、④海外研修生受入れ、仕様書等提供時等における役務許可の認識不足、⑤出荷管理の不徹底、⑥一般包括許可証の適用誤り、⑦仕向け地の解釈の誤りなどをあげています。この要因の中には、上表の違反事例には当てはまらないものもあるので、公表された事例だけでなくその他に多くの違反事例を含めての分析結果と思われます。

「①該非判定の誤り」では、輸出者はメーカーによる誤った該非判定結果に依存した結果だけでなく、輸出者自身による判定の誤りも指摘されています。直接輸出を行うわけではないメーカーは、輸出の経験が少なかったり、社内に輸出管理体制ができていなければ、誤りを犯す可能性が高まります。直接輸出を行わないメーカーであっても、誤った該非判定から販売先に多大な迷惑をかけ信用を落とすことにもなりかねないため、社内でダブルチェックを行うなどの方法で、正確な該非判定を行うことも求められるでしょう。しかしメーカーに輸出経験が乏しければ、該非判定を誤ることが考えられます。

貨物が化学製品の場合には輸出者がメーカーに組成の開示を求める必要がある場合がありますが、企業秘密としてこれを歓迎しないメーカーもあります。日頃から輸出の可能性のある貨物についてはメーカーと輸出者の間でコミュニケーションを取り、両者がそのことを了解しておくことが必要でしょう。また、組成が明らかであれば、輸出者もメーカーからのパラメータシート等を鵜呑みにせず、該非判定の内容が最新の法令等により判断が行われているかどうかを、確認することができます。

該非判定の誤りは、社内教育の不徹底・輸出許可等の知識不足・輸出管理部門と営業部門の意志疎通の欠如・社内におけるダブルチェック体制の欠如等により生じていると言われています。コミュニケーションの重要性は会社間だけでなく社内でも必要なことがわかります。企業における安全保障貿易管理体制の問題が大きく関わっているといえます。

貨物の仕様を熟知しないで輸出することは外為法上極めてリスクの高い行為と言えます。自社製品以外は直接の輸出者にはならず製品を熟知するメーカー等に輸出を依頼することも外為法違反を回避する一手段になります。どうしても自らが輸出者にならざるをえない立場で貨物の仕様に確信が持てなければ、経済産業省やCISTECに事前に相談することも外為法違反を回避するための一つのやり方と思われます。

<- 前の号へ

7/8

次の号へ ->

お気軽にご連絡ください


資料請求・
お問い合わせ
はこちらから➤

HOME	サービス案内	セミナー情報	企業情報	導入事例一覧	当社の取組み	Other
	- ezCRIC+ - Illuminator (IBLOLI) - ezMONITOR - 国内法規制データパッケージ - Chemlinked Japan - SDS(MSDS)作成代行・受託サービス - ezSDS - MSDSnavi - Carechem24 - RPA for SDS - 化学品関連コンサルティング - e-CMS Online - 化学品関連調査受託サービス - 危険物データベース - 韓国法規制データベース - ezCRIC(新規販売は終了しました) - ezADVANCE(新規販売は終了しました)		- 社長あいさつ - 会社概要 - 沿革 - アクセス - 主な取引先		- グローバルソリューション - 調査研究体制 - データベースの特徴 - 化学物質法規制ガイド - PRTRガイド	- サイトマップ - 問い合わせフォーム - 個人情報について